

(5) 実証運行効果測定等業務委託（案）について

各種実証運行のスムーズな実施及び検証にあたり、公共交通に関する専門的視点から、各種準備及び調査・分析等を行う必要があることから、次の内容で事業者に業務を委託する。

ただし、契約事務については補助金の交付決定後とする。

会社名	鳥取市東町一丁目105 復建調査設計株式会社鳥取事務所 所長 倉橋信夫
主な業務内容	<p>湖山循環バス及び米里越路線・浜村青谷線での乗合タクシーの実証運行効果測定等業務 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 実施計画の作成 ② 広報の検討 ③ 効果測定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者アンケート調査の実施 ・ 地域意見交換会の支援 ・ 効果分析 ④ 課題・改善案の検討 <p>実証運行結果を受けて、今後の課題や運行改善案について検討を行う。</p>
随意契約の理由	<p>1 昨年度、鳥取市地域公共交通総合連携計画策定調査業務を行っているため、地域の公共交通に関する実情を十分に把握しており、今年度の作業を効率的かつ円滑に進めることができると期待できる。</p> <p>2 本会議が実施しようとする実証運行内容に精通している。</p> <p>3 鳥取市地域公共交通総合連携計画策定時のデータ・分析技術等を活用できる。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p>